

堺市建設局週休2日制工事試行要領

(趣旨)

第1条 本要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨に基づき、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組として、工事現場における週休2日の確保に取り組む工事（以下「週休2日制工事」という。）を実施するために必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 特記仕様書において、「週休2日制工事」であることを明示した、建設局が発注する全ての工事を対象とする。

ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 緊急に対応することが必要な工事（災害復旧工事や緊急対応工事等）
- (2) 社会的要請等により早期の工事完成が必要と判断される工事（供用開始時期が決められている工事等）
- (3) 出水期における河川区域内工事等で作業時間の制約が厳しい工事
- (4) 単価契約工事
- (5) 当初設計の段階において施工期間（準備、後片付け期間を除く）が30日間未満となる工事

(発注方式)

第3条 工事発注においては原則、全ての対象工事を発注者指定方式とする。

- (1) 「発注者指定方式」
発注者が、月単位の4週8休に取り組むことを指定する方式をいう。
- (2) 「受注者希望方式」
受注者が、現場着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議した上で実施する方式をいう。

(対象期間)

第4条 現場着手日（現場事務所の設置、工事現場測量、資機材の搬入または仮設工事の開始等、現場で作業を開始した日）から工事完成日までの期間とする。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は含まないものとする。

(用語の定義)

第5条 この要領における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「現場閉所」
巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場や事務所での事務作業を含めて、1日を通して当該工事に係る作業を行っていない状態をいう。
- (2) 「現場閉所率」
現場着手日から工事完成日までの期間や、特定の月など、ある一定期間内の現場閉所日数の割合をいう。なお、数値は%で表記し、小数第2位切捨てとする。
- (3) 「4週8休」
ある一定期間内の現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、天候等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

- ①「月単位の4週8休」

対象期間内の全ての月毎の現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日、日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休を達成しているとみなす。

②「通期の4週8休」

対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

(4) 「完全週休2日（土日）」

対象期間の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、同一の週に代替休日を設定するものとする。また、悪天候の影響等により、やむを得ず平日に現場閉所し、土日に施工が必要な場合は、事前協議の上で、同一の週で土日に代わる現場閉所日を指定し、1週間に2日以上現場閉所を行うものとする。

夜間工事は曜日を跨ぐため、週7日の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所が行われていれば、完全週休2日（土日）を達成しているとみなす。

(5) 「週休2日」

完全週休2日（土日）、または月単位の4週8休の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（週休2日制工事実施の届出）

第6条 「発注者指定方式」「受注者希望方式」とともに、受注者は週休2日制工事の対象工事において、「週休2日届出書」（様式1）を施工計画書の提出時に併せて監督員に提出する。その際、「完全週休2日（土日）」を届け出することも可能とする。

- 2 「受注者希望方式」の場合、受注者は週休2日について「実施する」旨を届け出た場合であっても、「週休2日届出書」（様式1）を監督員に提出することにより、届け出た内容を取り消すことができる。

（週休2日制工事の取組内容）

第7条 「発注者指定方式」の受注者及び、「受注者希望方式」において週休2日の実施を届け出た受注者（以下「実施事業者」という。）は、当該工事において月単位の4週8休、または完全週休2日（土日）を確保するよう努めなければならない。

- 2 実施事業者は、契約した工期の中で週休2日制工事を実施するものとし、週休2日の確保を事由にした工期の変更は行わない。
- 3 実施事業者は、「現場閉所（計画・実績）書」（様式2）により、当月の現場閉所計画については前月中に、当月の現場閉所実績については翌月速やかに監督員に提出する。ただし、現場着手月の現場閉所計画は現場着手の前日までに、工事完成月の現場閉所実績は工事完成日に提出するものとする。
- 4 月単位の4週8休及び完全週休2日（土日）実施の履行確認は、月毎に監督員が行うこととする。確認方法は、当月の4週8休及び完全週休2日（土日）の達成状況について、現場閉所実績書により行う。
- 5 実施事業者は、「現場閉所報告書」（様式3）を工事完成日に監督員に提出する。監督員は提出された現場閉所報告書により、月単位の週休2日及び完全週休2日（土日）の達成状況について確認する。
- 6 実施事業者は、週休2日制工事の対象工事において、週休2日制工事に取り組んでいる旨を公衆の見やすい場所にA3サイズ以上で掲示する。

【記載例】

週休２日制工事

この工事は、建設業の労働環境を改善するため、週休２日の確保に取り組んでいます。

(留意事項)

- 第８条 受発注者は、月単位の４週８休、または完全週休２日（土日）を達成できるよう努めること。
- ２ 「発注者指定方式」において、月単位の４週８休、または完全週休２日（土日）が達成できなかった場合でも工事成績の減点を行わないが、明らかに受注者に週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、減点する。
- ３ 監督員は、「発注者指定方式」で月単位の４週８休が達成できなかった工事について、週休２日制工事の実施状況の把握を目的に、「現場閉所報告書」（様式３）のデータを建設局土木部土木監理課へ提出するものとする。

(その他)

- 第９条 受注者が提出する書類に虚偽の記載があった場合、あるいは信義則に反する行為があった場合は、法的措置及び入札参加停止等、厳正に対応するものとする。

(疑義の処理)

- 第１０条 本要領に疑義を生じた場合または記載の無い事項については、監督員と協議するものとする。

附 則

- １ この要領は、令和２年３月１日から施行する。
- ２ この要領は、令和２年９月１日から施行する。
- ３ この要領は、令和３年９月１日から施行する。
- ４ この要領は、令和４年２月１日から施行する。
- ５ この要領は、令和５年２月１日から施行する。
- ６ この要領は、令和６年２月１日から施行する。
- ７ この要領は、令和６年４月１日から施行する。
- ８ この要領は、令和６年９月１日から施行する。
- ９ この要領は、令和７年９月１日から施行する。
- １０ この要領は、令和８年１０月１日から施行する。